

# **多可町次世代育成支援対策推進行動計画**

# 目次

## 1. はじめに

- 1-1 計画の前提……………1
- 1-2 計画の期間……………1

## 2. 基本理念

- 2-1 基本理念……………2
- 2-2 基本目標……………3

## 3. 基本施策

- 3-1 地域における子育ての支援……………6
- 3-2 母性と乳幼児等の健康の確保・増進……………9
- 3-3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備……………12
- 3-4 子育てを支援する生活環境の整備……………15
- 3-5 職業生活と家庭生活との両立の推進……………17
- 3-6 子ども等の安全確保……………19
- 3-7 要保護児童等への対応の推進……………21

## 4. 主要事業における目標事業量の設定……………24

## 5. 住民と行政との協働による重点的な取組み……………26

## 6. 実現方策……………29

# 1. はじめに

## 1-1 計画の前提

旧中町、旧加美町、旧八千代町では、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、平成 17 年 3 月にそれぞれ「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定しています。

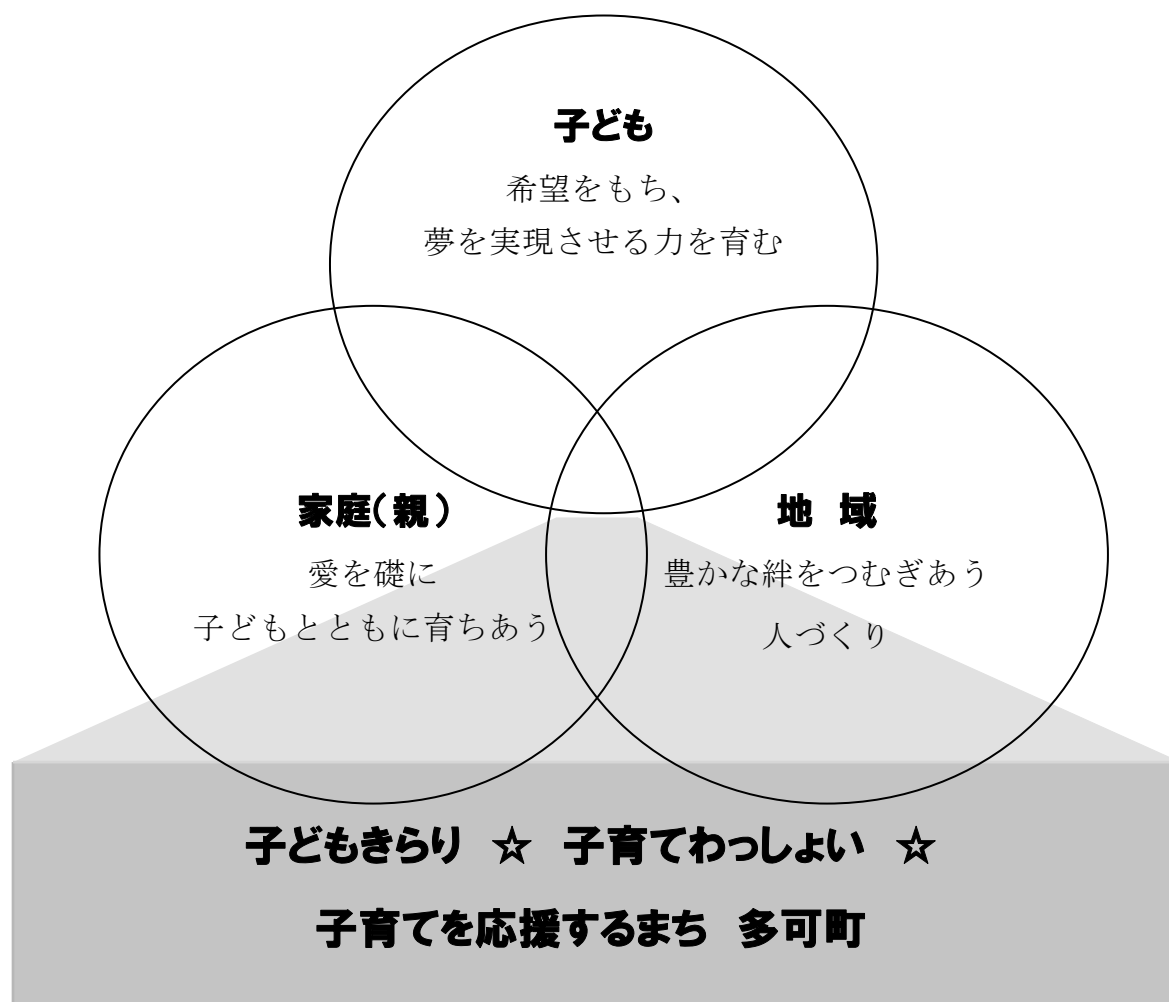
平成 17 年 11 月 1 日の 3 町合併により、多可町における計画が必要となりました。そのため、本計画は旧 3 町の「次世代育成支援対策推進行動計画」を踏まえつつ、多可町としての「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定いたしました。

## 1-2 計画の期間

本計画は平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の計画とします。

## 2. 基本理念

### 2-1 基本理念



多可町の「子ども」は個性や自信にあふれ「きらり」と光った人材に育てたい。  
そのためには、愛情をもって「子育て」に励む家庭を、地域で「わっしょい」と  
支えあう。

豊かな人づくりは豊かな地域づくりにつながるとの思いのもとに「子育てを  
応援するまち 多可町」をめざします。

## 2-2 基本目標

国が「行動計画策定指針」で示した7つの施策領域ごとに次のような基本目標を掲げます。

7つの領域	基本目標
1. 地域における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育てする世帯が地域の中で孤立しないよう、子どもを見守り、子育てを応援する地域コミュニティづくりをめざします。</li> </ul>
2. 母性と乳幼児等の健康の確保・増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 母子保健の充実に努め、妊産婦と乳幼児の健康づくりを推進します。</li> <li>• 幼少時から基本的な生活習慣が身につくよう支援します。</li> <li>• 思春期保健等、心身の発達や性に関する教育・啓発を推進します。</li> </ul>
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 遊びやスポーツ、体験型学習の機会等を通じ、子どもたちの心身の発達促進に努めます。</li> <li>• 幼稚園・保育所・学校、公民館等での教育プログラムを充実します。</li> <li>• 子どもや保護者等の主体的活動への支援、地域住民の協力の啓発に努めます。</li> </ul>
4. 子育てを支援する生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育て世帯を対象とした、医療費助成等の経済的支援、生活環境の充実に努めます。</li> </ul>
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 男女が共同して子育てをする必要性を社会全体で再確認し、父親の子育てへの参加を促進します。</li> <li>• 仕事と育児の両立を支援するため、保育環境の充実や事業所の理解・協力の促進に努めます。</li> </ul>
6. 子ども等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもが安心して暮らせるよう、防犯・安全教育の徹底とともに、地域防犯力の向上に努めます。</li> </ul>
7. 要保護児童等への対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域及び各関係機関のネットワークを構築し、被虐待児をはじめとする要保護児童の支援に努めます。</li> </ul>

### 3. 基本施策

7つの領域ごとに基本施策と施策の展開を整理します。

7つの領域（再掲）	基本施策	施策の展開
1. 地域における子育ての支援	① 世代間交流の充実	○交流活動の日常的な展開 ○拠点施設の整備・充実
	② 地域の子育て力の充実	○育児支援の充実 ○住民主体の子育て支援事業の展開
2. 母性と乳幼児等の健康の確保・増進	① 子どもと母親の健康づくり支援	○妊娠期から乳幼児期までの健康づくり支援 ○小児医療の充実
	② 心のケアの充実	○相談・指導体制の充実
	③ 思春期の発達支援	○思春期保健の充実 ○思春期の相談の充実
	④ 食育の推進	○食育の推進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	① 子どもの生きる力の育成	○体験を通じた学びの場の提供 ○健やかな心身の育成支援
	② 教育の充実	○幼稚園・保育所の教育プログラムの充実 ○学校教育の充実 ○特色ある教育の実施
	③ 子どもや保護者等の自主活動の充実・支援	○子どもの主体的な活動への支援 ○健康づくり・スポーツに親しむ機会の充実 ○家庭教育の機会・メニューの充実
4. 子育てを支援する生活環境の整備	① 経済的支援の充実	○経済的支援の周知 ○独自の経済的支援の充実
	② 生活環境の充実	○子育て世帯向け住宅の整備 ○雇用機会の拡大、起業支援の実施 ○交通ネットワークの整備 ○結婚機会の提供、定住の促進

7つの領域（再掲）	基本施策	施策の展開
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	① 多様な生き方の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画社会への啓発</li> <li>○職場環境の改善</li> </ul>
	② 保育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育サービスの充実</li> <li>○保育所・幼稚園の運営のあり方検討</li> </ul>
6. 子ども等の安全確保	① 地域防犯力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ぐるみの防犯体制の強化</li> <li>○青少年補導・健全育成活動の展開</li> </ul>
	② 安全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全教育の充実</li> <li>○安全点検の実施</li> </ul>
	③ 安全な環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全な環境の整備</li> </ul>
7. 要保護児童等への対応の推進	① 要保護児童への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの人権に関する理解の促進</li> <li>○発生予防、早期発見の推進</li> <li>○要保護児童への支援の実施</li> <li>○ネットワークの強化</li> </ul>
	② ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立支援の充実</li> <li>○生活支援の充実</li> </ul>
	④ 障害児への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児の発達支援</li> <li>○障害児教育の充実</li> <li>○障害児の社会参加の促進</li> <li>○障害児の生活支援</li> </ul>

## 3-1 地域における子育ての支援

### 1. 現状と課題

地区によっては子どものいる世帯が少なくなり、地域における子どもの位置付けも希薄になりつつあります。ライフスタイルの多様化に伴い子育てのあり方も変化し、祖父母世代が子育てをしていた頃とは様々な違いが生じており、とまどいがあるとの声も聞かれます。このような中で、現在の子育て世代は孤立化していたり、多様な情報にさらされて、「不安な子育て」の最中にあります。「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識をもちつつも、子育ては母親・子育て世帯のみの役割としないで、地域で子育てを支援していくことをあらためて確認する必要があります。

旧町では、在宅で育児をしている母親を支援するため、子育て学習センターや児童館、キッズランドなどで子育てグループ支援活動や親子教室などが実施されてきました。今後とも、子どもが子ども同士、あるいは親以外の大人と関わりをもったり、親が親同士、さらには先輩世代と気軽に情報交換できるよう、それぞれの取組みを充実させることが重要になっています。

また、核家族世帯も増えており、子育てや家事などについて気軽に教えてくれる人、ちょっとした手助けをしてくれる人の存在が求められています。社会福祉協議会では、託児ボランティアの育成とまちの子育て広場運営を支援しており、子育てを終えた女性が、その経験を活かして地域で子育て支援をしようという動きもあり、適切な仕組みづくりを推進することで、子育てを通じたコミュニティづくりがひろがっていくことが期待されます。



## 2. 取組みの方向性

### ① 世代間交流の充実

子どもが地域社会の中で健やかに育っていくことができるよう、世代間交流事業を促進し、子育て世代・世帯に限らず、地域の大人が近隣の子どもたちを見知っている関係を深めます。

同時に、学校など地域施設の有効活用・開かれた学校づくり、地域人材の積極的な登用などによって、すべての人が自然に子どもと関わり、見守っていく仕組みづくりを進めます。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○交流活動の日常的な展開</b> ・乳幼児・保護者および各世代との交流機会の提供 ・学校など地域施設での交流促進	◇小学校： 開かれた学校づくりの推進 ◇保育所・幼稚園： 交流プログラムの実施	◇交流機会への積極的な参加	◇自治会・老人クラブ・婦人会： 地域行事での交流促進	◇社協： 次世代育成の視点からの世代間交流事業の推進
<b>○拠点施設の整備・充実</b> ・地域密着型施設における多世代活用のため整備 ・学校など地域施設の有効活用を図るための整備	◇学校： 空き教室の地域利用の促進		◇集会所、広場など集落施設の乳幼児利用に関する検討	

### ② 地域の子育て力の充実

次代を担う子どもたちを地域で育てていこうという気運を具体的な行動につなげていくため、親自身による主体的な取組みを支援するとともに、先輩世代による子育てサポーターの育成を図り、子育てを支援する新たな仕組みづくりを進め、子育てを通じた共育の地域づくりに取組みます。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<p><b>○育児支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代への専門家による相談機能の充実</li> <li>・子育て世代同士あるいは先輩世代との交流機会の充実</li> <li>・保護者の主体的な取り組みへの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域子育て支援センター事業、子育て学習センター事業、児童館事業の実施</li> <li>◇つどいの広場づくり</li> <li>◇一時保育の充実</li> <li>◇既存施設における支援事業の展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇仲間づくりの重要性理解</li> <li>◇仲間づくり活動への気軽な参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇託児ボランティア等への登録・参加</li> <li>◇先輩世代との交流</li> <li>◇自主活動の展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇社協：コーディネート機能の充実</li> </ul>
<p><b>○住民主体の子育て支援事業の展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみの子育ての重要性の啓発</li> <li>・子育てを支援しようとする祖父母世代や地域の人を対象とした学びの場の提供</li> <li>・地域特性に合った“地域主体の子育て支援”の展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇関係機関との検討会の開催</li> <li>◇子育て支援事業の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇子育て支援事業への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇提供者登録</li> <li>◇学習会への参加</li> <li>◇子育て支援グループづくり</li> <li>◇地域内情報の受発信の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇社協：コーディネート機能の強化</li> <li>子育て支援セミナーの開催</li> </ul>

## 3-2 母性と乳幼児等の健康の確保・増進

### 1. 現状と課題

母子保健の各事業への参加率はかなり高いものとなっており、個別訪問や健診後のフォローアップなども実施し、乳幼児の発育・健康状態の適切な把握・指導が進んでいます。多可町では、これらの事業を拠点施設で実施することにより、実施回数や内容の向上が図られます。一方で、身近な場所での相談機能の充実や顔の見えるきめ細かな対応を進めることも必要です。

子どもの生活をみると、偏食や朝食をとらない、就寝時間が遅いなど基本的な生活習慣の乱れが目立ちます。母子保健、学校などにおける生活指導などによって「食を通じた子どもの育成」「生活習慣の改善」をすすめることが必要です。

障害児については、就学前から就学期・就学後まで、日常生活から学校生活、職業訓練、職業生活に至るまで、保健・医療・福祉・教育が連携して、一貫した支援体制のもとで自立への支援が行われることが求められています。適切な支援をコーディネートする機能を充実させ、行政、家庭、地域、専門機関、事業者などによる支援体制を構築することが重要になっています。

### 2. 取組みの方向性

#### ① 子どもと母親の健康づくり支援

子どもと母親の健康づくりのために、引き続き妊産婦や乳幼児への支援を行うとともに、小児医療の充実に努めます。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○妊娠期から乳幼児期までの健康づくり支援</b> ・妊娠・出産・育児期の母親の健康管理支援、生活指導・相談の実施 ・乳幼児の発育状況を把握し、適切な指導の実施	◇乳幼児健診、個別指導、訪問指導、健診後のフォローアップの充実 ◇予防接種事業 ◇疾病予防・健康づくり等の情報発信の充実	◇各種事業の活用	◇託児ボランティア	◇医療機関： 予防接種の実施 疾病予防に関する情報提供
<b>○小児医療の充実</b> ・救急医療における小児専門医の確保	◇小児救急医療ネットワークの充実			◇医療機関： 小児医療に関する情報提供の充実

## ② 心のケアの充実

保護者が心のゆとりをもって子どもの成長を見守り、生活習慣を身につけさせていくことができるよう、保護者への相談・指導体制を充実します。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○相談・指導体制の充実</b> ・育児不安を抱える親への指導の実施 ・情報提供の充実	◇専門相談体制の充実 ◇情報提供の充実	◇気軽な相談 ◇情報の確認	◇日常的な交流	◇医療機関： 講演会等の実施

## ③ 思春期の発達支援

青少年が、自らの健康や身体づくりに主体的に取り組んでいけるよう、正確な知識・情報の提供を行います。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○思春期保健の充実</b> ・自らの心と体の成長について学ぶ機会の充実 ・次代の親を育成する機会の充実	◇学校： 保健教育の指導充実	◇家庭教育の実施		◇医療機関等： 講演会等への支援

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○思春期の相談の充実</b> ・ 青少年の悩み相談の充実 ・ 思春期の子育て相談の充実	◇学校、保健センター、 青少年育成センター： 相談体制の充実			

#### ④ 食育の推進

心身の健全な成長の基礎となる「食」について、親のみならず、子どもたちにも正しい情報・知識を提供するとともに、安全性や栄養に配慮した食事をとる生活習慣を身につけていくことを支援します。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○食育の推進</b> ・ ライフステージごとの栄養指導の充実 ・ 食を学ぶ場の提供 ・ 年齢や健康状態、日常の活動状態に応じた栄養管理・指導の充実	◇専門指導の充実 ◇学習の場づくり・活動支援 ◇学校： 学校給食の充実 栄養指導の充実	◇生活習慣の改善指導・実行 ◇食生活の見直し	◇啓発活動 ◇自主活動の実施	◇医療機関等： 講演会等の実施 ◇保育所運営者： 給食の充実

### 3-3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### 1. 現状と課題

子どもの能力は、異なる年代や経験・価値観の違う地域の人との交流や、自然と触れあうなど、成長段階に応じた様々な体験を通じて高められます。また、他の人との共同作業を行う中で、社会的なルールや適切な対人関係を身につけていくため、体験型の学習が重要になっています。

学校教育では、それぞれの学校の特色を生かしたカリキュラムが組み立てられています。さらなる総合的・体系的なカリキュラム開発によって、確かな学力と豊かな創造力を身につけていくことが必要です。

中・高校生については、将来を主体的に設計していくことが求められており、様々な価値観や生き方があることを学ぶとともに、課題や目標に向かって主体的に取り組む経験が重要です。

中学校では地域と連携して職業体験を行う「トライやる・ウィーク」が実施されています。今後もより一層のプログラムの充実を図るため、実施のねらいや取組みを地域にPRするとともに、協力事業者等との連携を強化する必要があります。また、中・高校生が体験学習の経験を活かして、地域の中で様々な実践活動に取り組む機会を提供・充実していく必要があります。

#### 2. 取組みの方向性

##### ① 子どもの生きる力の育成

子どもたちがさまざまな実体験を通じて、学ぶ心を養い、目標を見つけ、実現する手段を描き、それに向けて努力をしていくことができるよう支援します。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○体験を通じた学びの場の提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの興味・関心の育成</li> <li>・「気づく」「知る」「学ぶ」「解決する」「行動に移す」など生きる力を伸ばす学習の場の充実</li> <li>・地域人材の活用促進</li> <li>・豊かな自然環境の中の遊び場の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇乳幼児向け遊び場の確保</li> <li>◇自然学校の実施</li> <li>◇トライやる・ウィークの実施</li> <li>◇総合的学習プログラムの充実</li> <li>◇子どもの居場所づくり事業の実施</li> <li>◇親水空間整備</li> <li>◇森林レクリエーション整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇自然プログラムへの親子参加</li> <li>◇親世代による自然学習の体験</li> <li>◇中・高校生ボランティア活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇遊びのボランティア育成</li> <li>◇人材登録</li> <li>◇コーディネーターの輩出</li> <li>◇子どもの異年齢での遊びの推進</li> <li>◇トライやる・ウィークへの協力</li> <li>◇中・高校生ボランティアの受入れ検討・実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇トライやる・ウィークへの協力</li> <li>◇授業協力</li> <li>◇施設訪問受け入れ</li> </ul>
<b>○健やかな心身の育成支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが安心して気軽に相談できる人・場の充実</li> <li>・身近な遊び場の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇スクールカウンセラーの配置</li> <li>◇適応学級の充実</li> <li>◇子ども施設の充実</li> <li>◇校庭開放、遊び場の充実</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇主任児童委員との交流促進</li> <li>◇広場の充実</li> </ul>	

## ② 教育の充実

子どもたちが意欲をもって学び、自らの力を高めていくことができるよう、カリキュラムの工夫を行うとともに、指導力の強化を図ります。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○幼稚園・保育所の教育プログラムの充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自然資源や人材の活用促進</li> <li>・主体的に取り組む姿勢の醸成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇自然を活用した遊びプログラムの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇運営への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇人材の活用</li> <li>◇場の提供</li> <li>◇運営への参加</li> </ul>	

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○学校教育の充実</b> ・一人一人の学習意欲の向上支援 ・課題の発見、克服のためのきめ細かな指導の実施	◇個に応じた学習指導の充実 ◇学級活動・特別活動の充実	◇家庭学習の充実 ◇運営への参加	◇運営への参加・協力	
<b>○特色ある教育の実施</b> ・地域特性を生かした学びの場の充実	◇地域特性を生かした学習プログラムの提供		◇教育活動への支援	◇教育活動への支援

### ③ 子どもや保護者等の自主活動の充実・支援

子どもが主体的に集団活動を実施し、社会のルールや地域の伝統、技術、習慣を学ぶことができるよう支援します。また、保護者や地域の大人の学びの場を充実します。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○子どもの主体的な活動への支援</b> ・子どもたちが集団の中で役割を分担し、責任を果たしていく活動の育成・支援 ・青少年期の異年齢集団による学びあいの場の支援	◇子ども会活動への支援 ◇公民館活動、居場所づくり事業 ◇指導者の育成 ◇活動の場の充実 ◇青年団活動への支援	◇主体的な活動への見守り	◇子ども会：子ども主導の事業実施 ◇青少年指導者の育成 ◇青年団活動の充実	
<b>○健康づくり・スポーツに親しむ機会の充実</b> ・子どもの健康づくりの視点からのメニューの充実	◇各種団体への運営支援 ◇指導者の育成		◇スポーツクラブ 21: 気軽に健康づくりに取組めるメニューの検討	
<b>○家庭教育の機会・メニューの充実</b> ・親への家庭教育の充実促進 ・地域ぐるみでの家庭教育の支援	◇家庭の教育力を高めるための支援	◇学習機会への参加	◇学習機会への参加	



### 3-4 子育てを支援する生活環境の整備

#### 1. 現状と課題

多可町では、UターンやI・Jターンの若者の定住促進は最重要課題ですが、周辺市町でも同様に若者定住施策を実施しており、より魅力的な環境づくりが必要です。医療費助成を継続的に実施するなど、子育て世代の経済的負担を軽減する独自事業を展開するとともに、公営住宅やファミリー向けの民間借家などの整備、若者の雇用の確保が重要になっています。

特に、IT産業など立地にこだわらない中小規模の事業所の誘致・開設支援、地域内の企業や住民向けサービスを供給する起業支援、さらに、神戸・大阪などの大都市への通勤の足を確保するなど、さまざまな施策の実施が求められます。

また、町内に住む若者が、さまざまな交流を図る場づくりも重要になっています。

#### 2. 取組みの方向性

##### ① 経済的支援の充実

子育てに関する経済的支援制度の周知を図るとともに、就学前までの児童に対する医療費助成など国や県の施策に加えて、町独自の経済的支援を充実し、子育てしやすい環境づくりに努めます。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
○経済的支援の周知 ・子育てに関する経済的な支援制度の周知 ・適切な活用の促進	◇各種経済的支援制度の周知徹底	◇制度の活用		

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○独自の経済的支援の充実</b> ・ 町が独自に実施している経済的支援の継続実施 ・ 子育て支援・次世代育成の視点から効果的な経済支援の検討	◇就学前児童の医療費助成の継続実施 ◇独自の経済的支援のあり方の検討・実施			

## ② 生活環境の充実

若い世代が、都会から戻って多可町で子育てをしながら、生活を営むことができるよう、住宅環境や雇用環境の充実を図るとともに、都会への通勤がより便利になるような交通ネットワークの充実に努めます。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○子育て世帯向け住宅の整備</b> ・ 子育て世帯のニーズに応じた住宅整備・促進	◇公営住宅の整備 ◇良質・低廉な分譲住宅・宅地の供給			◇民間賃貸住宅の建設
<b>○雇用機会の拡大、起業支援の実施</b> ・ 引き続き、事業所の誘致を図る ・ 地域資源を活用し、地域のニーズに応える新規事業の起業支援	◇雇用情報の提供 ◇多分野での起業支援 ◇事業展開の基盤整備			◇起業支援セミナーの開催
<b>○交通ネットワークの整備</b> ・ 交通条件改善への継続的な取り組み	◇都市部への交通アクセス向上の検討 ◇コミュニティバスの運行			◇主要駅などへの直通バス共同運行の協議
<b>○結婚機会の提供、定住の促進</b> ・ 町内未婚者への若者交流機会の提供 ・ 若者の定住を促進する施策の検討	◇交流機会の提供 ◇定住促進施策の検討			◇交流機会の提供

### 3-5 職業生活と家庭生活との両立の推進

#### 1. 現状と課題

多可町では、子育て世代、祖父母世代ともに女性の就業率が高く、多世代同居家族であっても、保育サービスへのニーズが高くなっています。また、近年は休日保育や病後児保育のニーズなどもあり、具体的な対応策を検討していく必要があります。

また、施設・設備の整備を図り、子どもが安全に伸び伸びと生活できる環境づくりを進めることも大切です。

#### 2. 取組みの方向性

##### ① 多様な生き方の尊重

男女の固定的な役割分担意識を払拭し、女性の社会進出や男性の家事・育児への積極的な参加など、多様な生き方が尊重される社会づくりをめざします。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○男女共同参画社会への啓発</b> ・父親の育児参加への理解促進 ・社会的な子育てに対する意識啓発	◇広報・啓発の継続実施 ◇学習機会の提供	◇学習会等への参加	◇学習会等への参加	◇男女共同参画への理解促進
<b>○職場環境の改善</b> ・事業所向け制度の紹介 ・職場環境改善への啓発	◇事業所への雇用環境整備に関する各種制度情報提供			◇育児・介護休業法等の適切な実施 ◇職場環境の改善

##### ② 保育環境の充実

子どもが保育所・幼稚園で、伸び伸びと健やかに過ごすことができるよう、保育環境の充実を図るとともに、保護者のニーズにあった保育サービスの展

開に努めます。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○保育サービスの充実</b> ・子どもの視点にたった保育サービスの充実 ・保育の質の向上等の促進 ・子育て支援機能の充実	◇保育所への運営支援 ◇保育所施設、設備の整備 ◇預かり保育、学童保育（放課後児童クラブ）の充実 ◇休日保育、病後児保育実施の検討		◇ボランティア指導員の学習・活動への参加	◇保育所運営者：保育所施設、設備の改善 休日保育、病後児保育実施の検討
<b>○保育所・幼稚園の運営のあり方検討</b> ・保育所・幼稚園の運営のあり方の検討	◇関係機関による検討			

## 3-6 子ども等の安全確保

### 1. 現状と課題

子どもが被害者となる誘拐事件や連れ去り事件、いたづら等が各地で発生しており、学校施設内及び登下校時の安全確保は地域の緊急課題となっています。

学校教育においても安全教育や防犯体制の整備が行われていますが、集団登下校や自転車通学のマナーの向上にむけた指導・教育を見直し、一層の徹底を図る必要があります。また、通学路の交通安全確保や交通安全施設の整備なども引き続き進めていく必要があります。

さらに、青少年の健全育成を阻む有害情報や、犯罪行為への誘惑などは、テレビや雑誌、インターネット、携帯電話などでも流布しており、地域をあげての取り締まり、見守りが不可欠となっています。

### 2. 取組みの方向性

#### ① 地域防犯力の向上

子どもが安心して暮すことができる環境をつくるため、地域ぐるみでのあいさつ運動の展開や見守り体制を確立するとともに、警察との連携を強化し、犯罪発生を抑止力を高めます。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○地域ぐるみの防犯体制の強化</b> ・防犯体制の見直し・強化 ・地域ぐるみの犯罪抑止の促進	◇関係機関との連携による防犯体制の強化	◇子どもの見守り組織・体制への参加	◇あいさつ運動 ◇子どもの見守り組織・体制づくり	◇地域活動への協力
<b>○青少年補導・健全育成活動の展開</b> ・有害情報の除去 ・非行防止の啓発活動の展開	◇関係機関との連携による情報の早期把握	◇子どもの見守り組織体制への参加	◇パトロール、声かけの実施 ◇子どもの見守り	◇子どもの見守り

## ② 安全意識の高揚

子ども自身が自らの安全を守ることができるよう、交通、防災、防犯意識を高める指導を充実するとともに、地域の安全点検を実施します。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○安全教育の充実</b> ・子どもの自覚・自助を高める安全教育の実施	◇交通・防犯等の安全教育の実施 ◇防災・防犯体制の充実	◇教育の実施	◇防災・防犯体制の充実	
<b>○安全点検の実施</b> ・家庭と地域・学校の連携による地域の安全点検の実施	◇通学路、公園等の安全点検	◇安全点検への参加	◇通学路、公園等の安全点検	

## ③ 安全な環境づくりの推進

道路や公園など子どもの身近な環境の安全性を高めるため、計画的な環境整備に努めます。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○安全な環境の整備</b> ・道路空間の安全性の向上 ・交通安全施設の設置等の促進 ・危険箇所の早急な改善	◇交通安全施設の整備 ◇通学路の安全対策の推進 ◇公園等における危険箇所の改修・整備		◇自動車運転マナーの向上 ◇公園等における危険箇所の改修・整備	◇自動車運転マナーの向上

### 3-7 要保護児童等への対応の推進

#### 1. 現状と課題

親が子どもに日常的に暴力をふるったり、食事を与えないなどの事件が急増しており、兵庫県こども家庭センターで受け付けている相談件数も、平成9年度の201件から平成13年度は794件となっています。子育てに熱心だった親のしつけが、子どもに怪我を負わせるほどのせっかんにになってしまうケースもあり、誰もが虐待に及ぶ危険性をもっており、多可町でも未然防止、発生後に適切な対応ができる体制づくりが急務になっています。

近年は子育て期の離婚者も増えており、ひとり親で子育てをしている家庭への適切な支援も重要になっています。

また、障害をもつ子どもができる限り地域の中で自立して暮していくことができるよう、障害児を抱える親も、将来にわたって心にゆとりをもって子どもの自立を支援し、最も身近な存在として介助し続けていくことができるよう、生活支援体制を強化する必要があります。

#### 2. 取組みの方向性

##### ① 要保護児童への対応

虐待を未然に防止し、また早期に発見するため、相談・支援体制の構築・強化を図るとともに、医師や児童相談所等の専門家・機関との連携による要保護児童に対する適切な援助に取り組めます。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
○子どもの人権に関する理解の促進 ・子どもの人権に関する啓発	◇「児童の権利に関する条約」の広報・啓発の継続実施	◇学習	◇学習	◇学習

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○発生予防、早期発見の推進</b> ・ 児童虐待防止の視点の強化 ・ 注意を要する家庭への相談・指導体制の強化	◇相談体制の充実 ◇人材の育成	◇支援サービスの利用	◇発見・通告 ◇子育て家庭の見守り	◇医療機関等： 発見・通告
<b>○要保護児童への支援の実施</b> ・ 要保護児童に対する適切な支援の実施	◇相談・通告への対応 ◇アフターケアの実施			
<b>○ネットワークの強化</b> ・ 関係機関による要保護児童対策地域協議会の適切な運営 ・ 関係機関相互の情報交換の充実	◇要保護児童対策地域協議会の設置・運営		◇ネットワークへの参加	◇医療機関等： ネットワークへの参加

## ② ひとり親家庭への支援

ひとり親で子育てをしている家庭に対して、ゆとりをもって子育てができるよう、生活支援サービスの充実を図るとともに、経済的な自立の支援に努めます。

施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○自立支援の充実</b> ・ 相談窓口・体制の充実 ・ 就労に関する情報提供の充実	◇経済的支援等に関する適切な情報提供 ◇就労に関する情報提供	◇支援サービスの利用		
<b>○生活支援の充実</b> ・ 生活支援サービス等の情報提供	◇相談機能の充実 ◇適切な情報提供 ◇生活支援サービスの検討	◇支援サービスの利用	◇民生・児童委員による支援 ◇地域による子育て支援	◇生活支援サービスの検討

## ③ 障害児への支援

障害児がそれぞれに持っている能力を高め、地域の中で自立して生活を営むことができるよう、総合的な支援体制を充実します。



施策の展開	行政の主な事業と各主体の役割			
	行政	家庭	地域	事業者
<b>○障害児の発達支援</b> ・ 障害の早期発見と早期からの適切な専門指導の実施 ・ 発達段階に応じた総合的な支援体制の強化	◇早期療育体制の強化 ◇療育マネジメント事業 ◇保育士・教師等の加配制度の充実		◇障害児に対する理解促進	◇医療機関、サービス提供機関等： 生活指導・支援
<b>○障害児教育の充実</b> ・ きめ細かな学習指導・支援の促進	◇個に応じた指導方法や体制の工夫 ◇適切な指導計画による進路指導 ◇施設環境の改善			
<b>○障害児の社会参加の促進</b> ・ 障害児が地域の一員として参加できる地域社会との交流促進	◇交流の場づくり	◇交流の場への参加	◇障害児に対する理解 ◇交流の場づくり、参加	◇障害児施設・社協： 交流の場づくり
<b>○障害児の生活支援</b> ・ 障害の状態やライフステージ、家庭環境に応じた生活支援の実施	◇在宅支援体制の強化			◇生活支援サービスの提供

#### 4. 主要事業における目標事業量の設定

	事業名	指標	平成16年度 実施状況	平成21年度 目標事業量	
1	通常保育事業（公立） 11時間の保育時間における保育サービス	定員			
		0歳児	14	14	
		1・2歳児	70	70	
		3歳児	92	92	
		4・5歳児	124	124	
	合計	300	300		
	通常保育事業（私立） 11時間の保育時間における保育サービス	定員			
		0歳児	8	8	
		1・2歳児	45	45	
		3歳児	64	64	
		4・5歳児	123	123	
	合計	240	240		
	通常保育事業（合計） 11時間の保育時間における保育サービス	定員			
		0歳児	22	22	
		1・2歳児	115	115	
3歳児		156	156		
4・5歳児		247	247		
合計	540	540			
2	延長保育事業 通常保育時間の前後に行う保育サービス (30分～3時間程度)	定員	12	30	
		設置場所	6	6	
3	休日保育事業 保護者が仕事等により休日の保育が困難 なときの保育サービス	定員	0	5	
		設置場所	0	1	
4	夜間保育事業 保護者が夜間勤務の場合、延長保育時間 を超えて深夜まで行う保育サービス	設置場所	0	0	
5	乳幼児健康支援一時預かり事業 [病後児保育(派遣型/施設型)] 保育所等に通所する児童が病気回復期に あり、集団保育が困難な間、一時的に預か るサービス 児童居宅への派遣と、病院等の施設通所 がある	設置場所	0	0	
6	一時保育事業 保護者が就労や入院・育児疲れ等で家庭 での保育が一時的に困難なとき、保育所で 一時的に預かるサービス	定員	18	30	
		設置場所	6	6	
7	特定保育事業 3歳未満児を対象に、週2～3日程度等、 柔軟に利用できる保育サービス	設置場所	0	0	

	事業名	指標	平成16年度 実施状況	平成21年度 目標事業量
8	放課後児童健全育成事業（1～3年） 保護者が就労等で昼間家庭に不在の児童（主に低学年）を預かり、健全な育成を図るサービス	定員	170	170
		設置か所	5	5
9	子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 保護者の恒常的な夜間残業等により、児童の生活指導や家事の面で困難があるとき、児童福祉施設等で夜間預かるサービス	設置か所	0	0
10	子育て短期支援事業（ショートステイ） 保護者が疾病、出産、看護、事故災害等で、家庭での保育が一時的に困難なとき、児童福祉施設等で入所するサービス	定員	0	28
		設置か所	4	4
11	ファミリーサポートセンター事業 育児援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、地域で子育て支援を行うネットワーク事業	設置か所	0	0
12	地域子育て支援センター事業 在宅乳幼児や保護者を対象に、保育所等で、育児相談やふれあい遊びを行う子育て支援サービス	設置か所	1	1
13	つどいの広場事業 0～3歳の乳幼児を持つ保護者が気軽に集い、安心感を得たり、悩みを相談・解決できるような交流機会や場の提供を行う事業	設置か所	0	3

## 5. 住民と行政との協働による重点的な取組み

住民と行政が協働して、地域・子ども・家庭を核とした次世代育成支援事業に取り組めます。

### (1) 地域による支えあい事業の推進

地域社会全体で地域の子育て力を高め、心が通い合う支えあい活動を実施します。

#### ■地域の子育て支援事業の推進

子どもを見守る目、子育て世代を支援する手が地域の中に具体的にあり、ということが生活の安心感となります。地域の中で取組まれている多世代間交流事業を広め、子どもへの見守りや子育てへのアドバイスなど、相互扶助の精神を発揮した住民主体の子育て支援体制の構築を検討します。

#### ■「子ども見守りネットワーク」の構築

子どもへのあらゆる暴力を許さない安全な社会にするためには、大人も子どもも人権を尊重する意識を向上させるとともに、一人一人が問題に対して具体的にどのように取り組むべきなのか心得ている必要があります。今までの子どもの人権を守る教育に加えて、「子どもへの暴力防止のプログラム」や防犯教育など、具体的な対処方法を学び、実践につなげるための体制づくりに取り組めます。

## (2) 次世代が力を発揮できる場づくり

子どもたちが、地域社会や人々と交流し、様々な体験を通じて、自ら考え判断する力を培い、未来を描いていくため、さまざまな技術や知恵を伝承していくプレイリーダーや、主体的な活動を支援・指導する指導員を地域から募り、その養成・活動を支援します。

子どもが主体となって企画・実施する事業等を支援するとともに、中・高校生が子ども会へリーダーとして参加することや他団体とのネットワークづくりのためのコーディネートに取り組めます。

「トライやる・ウィーク」事業及び、「トライやるアクション」事業（公立中学校の生徒を対象として、土日や長期休業中を利用して既存の地域行事の一部や新たな行事を中学生が企画し、主体的に運営するなどの実践的な取組みの実施）を一層充実・発展させるため、地域との協議を重ね、より適切な役割分担を図ります。

## (3) 地域で取組む家庭教育の場づくり

子育て世代のみならず、それを支援する地域社会全体で、次世代の育成を支援するという視点から、一人一人の子どもにどのように振る舞い、接していくのかを考え、具体的な支援を実践していく手法を学ぶ場を提供します。

## (4) “開かれた”子ども関連施設づくり

保育所、幼稚園、児童館、子育て学習センター、キッズランド、小学校、放課後児童クラブ（学童保育）、中学校など、子ども関連施設では、すでに

地域の人材との交流や参加を進めていますが、より自然に、より気軽に子どもや子育て世代がさまざまな世代との心豊かな交流が図られるよう、一層のプログラムの充実に取り組むとともに、施設の有効利用などに努めます。

#### **(5) 要保護児童対策地域協議会の適切な運営**

すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限発揮することができるよう、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な相談、保護、支援の実施ための体制づくりを強化し、関係機関の効果的な連携による次世代支援に努めます。

## 6. 実現方策

本計画を実効あるものとするため、行政として次の取組みを実施します。

### (1) 情報の一括管理と施策間コーディネートの実施

次世代育成に係る課題については、行政が組織横断的に取組む必要があります。関係機関の情報を一括管理するとともに、ネットワークを強化して、施策間のコーディネートを実施し、効率的で効果的な次世代育成支援対策を推進する体制を構築します。

### (2) 地域活動支援のためのマンパワーの確保

次世代育成にあたっては、今後より一層、地域での取組みや地域との協働による事業の実施が重要になってきます。地域ごとの活動や関係機関の間の取組みをコーディネートし、円滑かつ有効に活動が展開するよう、地域活動を支援する人材の配置に努めます。

### (3) (仮称) 次世代育成ネットワーク会議による進行管理の実施

次世代育成は、住民と行政の協働による事業、地域の諸団体による取組みなど、多様な主体の実践活動によって実現されていきます。そのため、それに関わる組織が、進捗状況や課題、今後の取組み予定などをもちより、相互に意見交換、調整を図る必要があります。(仮称) 次世代育成ネットワーク会議を設立し、取組みの進行管理を実施します。

## 3町合同次世代育成支援対策推進行動計画策定について

### 1. 計画策定委員の名簿

町	団体・役職名等	氏名	備考
中町	保育所保護者会	杉原好洋	
	北小学校 PTA	岸道子	
	公募	白川奈穂美	
	主任児童委員	内藤美穂	副委員長
	中町社会福祉協議会長	吉村力	
加美町	加美町社会福祉協議会長	廣畑善策	副委員長
	主任児童委員	大江雅子	
	主任児童委員	吉本啓子	
	松井小学校・幼稚園長	盛田義宣	
	子育て学習センター	石塚郁	
八千代町	教育委員代表	橋尾和朗	
	小学校 PTA 代表	門脇義幸	
	キッズランドやちよ所長	吉川勝子	委員長
	子育て学習センター利用保護者代表	吉位久美子	
	区長会代表	常見尚志	

### 2. ワーキンググループメンバー

町	所属	役職	氏名
中町	教育委員会 管理課	課長	内橋志郎
	教育委員会 教育課	課長	笹倉政之
	生涯学習推進室	室長	森貴美代
	健康福祉課	課長	寺井利一
	健康福祉課	主事	小西貴士
加美町	教育委員会 教育振興課	課長	宇高良彦
	住民生活課	主幹	梅田貞
	健康福祉課	課長	藤賀周市
	健康福祉課	主幹	桑村安佳美
	健康福祉課	課長補佐	小林英喜
	健康福祉課	保健師	足立由紀
八千代町	教育委員会	参事	近藤文好
	生活課	課長	小牧建博
	健康福祉課	課長	安達健
	健康福祉課	主任保健師	勝岡由美

### 3. 計画策定の経過

事項	日程	場所
第1回策定委員会	平成17年1月18日(火)	中町ふれあいセンター
第2回策定委員会	平成17年2月16日(水)	加美町交流会館
第3回策定委員会	平成17年3月9日(水)	八千代町モルゲンハイト



